安曇野市新総合体育館建設工事請負契約に関する特約

令和 年 月 日

発注者）住所　長野県安曇野市豊科6000番地

安曇野市

氏名　市長　宮澤　宗弘　㊞

受注者）住所

氏名 ㊞

安曇野市(以下「発注者」という。）及び　　　　　　　　　　　　　(以下「受注者」という。）は、発注者及び受注者の間で締結された令和 　年　 月　 日付建設工事請負仮契約(以下「本件請負契約」という。）の特約として、以下のとおり合意する(以下「本特約」という。）。

（本特約を合意する目的）

第１条 受注者は、発注者との間において、本件請負契約に付随する基本設計図書に基づき工事内容(以下「基本工事内容」という。）及び工事代金(以下「基本工事代金」という。）を特定して本件請負契約を締結しているところ、発注者、受注者及び安曇野市新総合体育館の実施設計者（以下「実施設計者」という。）が本特約第７条の規定により別途合意する三者協定書において、発注者が本件請負契約の対象物件の設計及び建築工事などについて調整する役割を担うこと及び受注者が実施設計者の実施設計図書作成段階においてバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案（以下「ＶＥ提案」という。）を行って基本工事内容に係る実施設計図書作成に協力し、本件請負契約に基づく請負工事の竣工を目的とし、本特約を約定するものである。

（本件請負契約締結時から工事着工までの段取り）

第２条 受注者は、実施設計者が基本工事内容に係る実施設計図書を作成するに当たり、ＶＥ提案などの技術協力により実施設計図書の作成に協力するものとする。

２ 実施設計図書に基づき算出された工事請負金額が基本工事代金と変更がない場合は、発注者と受注者は、実施設計図書を添付した確認書をもって、基本工事代金額を実施請負契約の請負金額とすることにつき確認するものとする。

３ 実施設計図書に基づき算出された工事請負金額が、基本工事代金と異なる場合、発注者と受注者は、当該実施設計図書を添付した変更契約（以下「変更請負契約」という。）を締結することとし、締結する日までに、増額又は減額に係る合意書をもって確認するものとする。

４ 前項の場合において、発注者と受注者が変更請負契約に関する請負金額につき合意に至らなかったときは、本特約第７条に規定する三者協定書に基づき設置する三者協議会（以下「三者協議会」という。）において協議するものとする。この場合において、三者協議会は、発注者の調整に真摯に対応し、協力しなければならない。

５ 発注者と受注者は、第２項の規定による確認後又は第３項の規定による合意後、工事着手日までに、第２項の規定による確認書又は第３項の規定による変更請負契約書を作成し、受注者は工事に着手するものとする。

６ 第３項から第５項までの規定は、実施設計図書の変更がある場合について準用する。

（工事の着手）

第３条 受注者は、実施請負契約の締結後、工事に着手するまでに、発注者に対し工事の日程書を提出して協議を行い、発注者から書面による同意を得なければならない。

２ 受注者は、前条第５項の規定にかかわらず、三者協議会における協議のうえ、発注者からの書面による合意を得て、事前に工事の一部に着手し、又は、必要な部材の購入をすることができる。

（特許権等の使用）

第４条 本件請負契約第８条第２項として、下記の条項を追加する。

記

２ 受注者は、実施設計図書の作成過程において、自己又は第三者から使用権を認められている特許権などの知的財産権を活用してＶＥ提案を行うことができ、特許権などの知的財産権の使用に係る費用を負担するものとする。

（読み替え）

第５条 本件請負契約第３条の２として、下記のとおり追加する。

記

第３条の２ 受注者は、工期が守られることを条件に、安曇野市建設工事請負契約に関する特約（令和 　　年 　　月 　　日）（以下「特約」という。）第２条第２項の確認がなされたとき又は実施設計図書に基づく変更契約が締結された日から工事着手日までの期間は特に定めず、発注者と施工者が協議の上で、受注者の提案により、工事着手日を定めることができるものとする。

２ 本件請負契約第９条ないし１７条の設計図書は、「実施設計者が指定する設計図書」と読み替えるものとする。

３ 本件請負契約第１８条は、下記のとおり一部又は全部変更する。

記

⑴ 第１項ないし第４項の「設計図書」は、「実施設計図書」と読み替える。

⑵ 本件請負契約第１８条第５項は、下記のとおり変更する。

記

５ 前項の規定により実施設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、実施請負契約の請負代金額を変更する必要があるときは、特約第２条第３項の規定を準用するものとし、工期の変更により発注者に損害をおよぼしたときは、受注者は発注者に対し当該損害を賠償しなければならない。

４ 本件請負契約第２４条は、下記のとおり変更する。

記

第２４条 請負代金額の変更については、特約第２条第３項の規定を準用する。

２ 本件請負契約により受注者が損害を受けたときは、当該損害の賠償について三者協議会での協議により決定するものとする。この場合において、三者協議会は、発注者の調整に真摯に対応し、協力しなければならない。

５ 本件請負契約第３０条は削除する。

６ 本件請負契約第３１条第２項の「設計図書」は、「実施設計図書」と読み替える。

７ 本件請負契約第３７条第３項の「設計図書」は、「実施設計図書」と読み替える。

８ 本件請負契約書第４８条第１号については、下記のとおり変更する。

記

⑴ 第１９条により設計図書が変更されたため請負代金額が３分の２以上減額したとき。ただし、実施設計者が作成する実施設計図書に基づく実施請負契約による請負代金額が減額する場合は、この限りでない。

９ 本件請負契約書第５１条第１項の「設計図書」は、「実施設計図書」と読み替える。

（実施設計技術協力の委託業務の締結）

第６条 受注者は、発注者との間で「安曇野市新総合体育館建設実施設計技術協力業務委託」の委託契約を締結するものとする。

（三者協定書の締結）

第７条 受注者は、発注者及び実施設計者と別途、「三者協定書」を締結するものとする。

（採用されたＶＥ提案の担保）

第８条 受注者は、採用されたＶＥ提案を全て実施設計に反映させなければならない。ただし、受注者の責めによらず、当該ＶＥ提案が実施設計に反映できない場合は、この限りではない。

（本件請負契約と本特約との関係）

第９条 本件請負契約に規定されていない条項及び本特約の条項と異なる内容の本件請負契約の条項については、本特約の条項が優先的に適用されるものとする。

（変更請負契約と議会の議決の関係）

第１０条 本件請負契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を得た日をもって本契約とする。ただし、議会において否決された場合はその効力を失う。この場合において、仮契約の相手方は、安曇野市に対し何らの損害賠償を請求することはできない。